

## 用・排水対策調査特別委員会調査報告書

平成21年12月18日市議会において付託された、嘉瀬川水系における地域環境用水及び集中豪雨等排水対策に関する諸種調査については、限られた水量の中、非かんがい期における水路等の環境用水の不足をどのように改善していくか、また、雨水の排水対策をいかに推進し、集中豪雨等による市内の浸水被害を軽減・解消していくかについて、本市の実態及び他都市の事例等の調査を行い、その結果を踏まえ下記の結論に達した。

### 記

#### 1 嘉瀬川水系における地域環境用水について

##### (1) 多布施川流域について

① 嘉瀬川ダムの完成後、石井樋から多布施川へ毎秒1.4トンの流量を確保しているものの、市内における非かんがい期の維持用水不足の完全な解消にまでは至っていない。しかしながら、現状としては、水利権の問題等によりこれ以上の取水量の増加は非常に困難であるため、限られた水量をいかに有効に活用していくかが重要であり、そのための取り組みとして次の3点が挙げられる。

ア 多布施川における地域環境用水の運用については、試験通水による検証を通して一定の成果が得られているところであるが、現状に甘んずることなく、より効果的な運用方法について、今後も引き続き検討・研究を継続すべきである。

イ 水の流れを見せる取り組みとして、効果的な堰上げの区間の設定について早急に検討を行い、実施につなげるべきである。

ウ 安定的な水の流れを確保するため、阻害要因となる河川・水路に堆積した土砂等や井樋周辺のごみ等への対応として、しゅんせつや清掃の回数をふやすべきであり、そのために予算を増額し、その予算額の維持に努めるべきである。

② また、上記の取り組みと並行して進めるべき事項として次の2点が挙げられる。

ア 現在調整及び研究等が進められている農業用水の市街地への循環について早期に実現が図れるよう、関係機関等との連携はもちろんのこと、市として最大限の努力を行うべきである。

イ 取水量の増加の早期実現は困難であるが、維持用水不足が完全に解消されていない現状を踏まえ、必要に応じて今後も継続的に国への要請等の働きかけを行うべきである。

## (2) その他の地域について

多布施川流域以外の地域においても維持用水不足により日常生活において問題が発生している地域があるため、早急な調査及び対応の検討が必要である。

## 2 集中豪雨等排水対策について

### (1) 佐賀市排水対策基本計画の策定について

集中豪雨等排水対策に関しては、当委員会設置後、これまで以上に事業の進捗が図られ、一定の成果は上がっている。さらに、平成23年9月定例会における当委員会の中間提言を受け、本市として初めての排水対策に関する総合的計画である佐賀市排水対策基本計画が、平成25年度中の策定に向けて作業が進められているところである。

当該計画は、今後の本市の排水対策の推進において非常に重要な指針となることから、その策定に当たって留意すべき事項として、次の5点が挙げられる。

- ① 市内をめぐる河川はもちろんのこと小水路についても、その排水能力・保水能力は、本市の排水対策において重要な位置づけとなることから、その能力を維持・改善していくために、しゅんせつ等の回数をふやすべきであり、そのために予算を増額し、その予算額の維持に努めるべきである。
- ② 大雨時には、樋門操作の連携において、いかに一元的に管理ができるかが非常に重要となる。このことから、遠隔操作によりすべての対象樋門を一括操作できるようなシステムが望ましいが、当面は、防災無線等の活用やメール配信システムの構築等により、対象となる複数の樋門操作人が同時に同じ情報を共有できるような連絡体制を構築すべきである。なお、メール配信システムについては、一般市民も対象とすることで防災意識の醸成につなげることが可能である。
- ③ ポンプの新設や他に活用できる水路等の整備・運用の検討等、下流域である市南部地域の負担軽減のための環境整備を進めるなど、上下流のバランスを考慮した事業推進を図るべきである。
- ④ 河川等への雨水流出抑制対策として、公園、校庭及び公共施設の駐車場等を活用した貯留施設の設置、雨水貯留タンクの公共施設への設置及び一般家庭への普及等について、当該計画における想定雨量への対応という考え方だけではなく、その想定雨量以上の降雨に対する上積み分も含めた考え方での検討を行うべきである。
- ⑤ 宅地開発等で農地が減少し、保水機能が失われている現状から、その対応策についても当該計画の中で示す必要がある。

(2) 佐賀市排水対策基本計画の推進について

計画は策定するだけでなくいかに推進していくかが重要であり、今後の事業推進に当たって取り組むべき事項として、次の5点が挙げられる。

- ① 当該計画の策定は平成25年度末の完了予定であるが、浸水被害は市民生活に直接影響する問題であるため、速やかに対策を講じるべきであり、特に計画初年度は今後の事業推進に向けて重要な意味を持つことから、平成26年度当初から事業着手が可能となるよう、計画の策定作業と並行して準備作業を進めるべきである。
- ② 当該計画の達成には非常に長期間を要することから、継続的な計画推進を担保していくために、計画を推進する条例の制定が必要である。また、排水対策だけでなく、市民の水との関わり方などを含めた、水問題に関する総合的な条例へと広げていくべきである。
- ③ 計画推進に当たってはその体制が非常に重要であり、関係部署を横断する形で組織体制を強化し、確実な事業推進、進捗管理等に努めるべきである。
- ④ 計画推進に当たっては相当な費用を要することから、低平地であり、かつ有明海の最大6メートルもの干満差の影響を受けるという、全国的にも例がない本市の特殊性を十分に訴え、財政面での支援について、国、県に対し積極的に働きかけていくべきである。
- ⑤ 浸水被害の軽減・解消は、市民生活に直結する本市の喫緊の課題であることから、議会としても、年度毎の事業内容、計画の進捗状況等について定期的な報告を求め、計画の推進を支えていく必要がある。

以上、報告します。

平成25年9月25日

用・排水対策調査特別委員会  
委員長 原 口 忠 則

佐賀市議会  
議長 福 井 久 男 様